



平成 21 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ  
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 兼 CEO イ ン ・ ル オ  
(コード番号:2160 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍  
(TEL. 03-5326-3097)

**第三者割当による新株式発行及び第 30 回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）**

**発行のお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式ならびに新株予約権の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

【株式発行に係る募集】

(1) 発 行 期 日	平成 21 年 12 月 7 日
(2) 発 行 新 株 式 数	714,000 株
(3) 発 行 価 額	14.4 円
(4) 調 達 資 金 の 額	10,281,600 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 先 )	第三者割当 (オリックス証券株式会社)

(注)本新株式の特徴

1. 譲渡の通知

株式会社東京証券取引所の定める規定に基づき、割当先は、本株式の割当を受ける日から2年間において、本株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、その内容について当社に書面にて報告する旨の確約書を受領する予定であります。

2. 発行価額

発行価額の総額は、平成 21 年 11 月 20 日の終値の 90%であります。

本増資における発行価額は、発行決議日（平成 21 年 11 月 20 日）に東京証券取引所が公表した当社株式の終値をもとに 14.4 円（ディスカウント率 10%）といたしました。

これは、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するとともに、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先と協議のうえ、決定したものであります。なお、当該発行価額が、割当先に特に有利でないとの見解を当社監査委員会並びに当社弁護士より得ております。

【第30回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）発行に係る募集】

(1) 発行期日	平成21年12月7日
(2) 新株予約権の総数	300個
(3) 発行価額	新株予約権1個あたり3,000円
(4) 当該発行による潜在株式数	15,000,000株
(5) 資金調達額	900,000円
(6) 行使価額	当初行使価額16円 行使価額の修正については下記(注)3.参照。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当 (オリックス証券株式会社)
(8) 行使期間	平成21年12月8日～平成22年3月31日
(9) その他	譲渡制限条項、行使制限条項および期限前取得条項あり

(注)本新株予約権の特徴

1. 取得条項

当社は、会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。

2. 行使制限

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

当社が「1.取得条項」によって通知又は公告を行った日の6営業日後以降、割当先は本新株予約権を行使できないものとする。

3. 行使価額の修正

本新株予約権の発行日以降、行使価額は、行使日前日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但しかかかる算出の結果、当初の行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額に相当する価額(下限行使価額)とし、50円を上回る場合は、50円(上限行使価額)とする。

4. 譲渡制限

割当先は、買い取った本新株予約権を第三者に譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を必要とする。

なお、上記の内容等につきまして、当社は割当先と合意する予定です。

2. 募集の目的および理由

(1) 増資の理由

当社グループは医薬品開発企業として、日本と中国における創薬研究、また中国における

臨床開発などを手がけ、アジア（特に日本や中国）で多く見られる疾患のための治療薬開発に注力しております。当社グループは、中国の臨床試験ネットワークと日中の最先端の研究能力を活用して、ヘルスケア市場の成長率が世界で最も高い中国と、同市場規模が世界第2位である日本において、有利なコスト効率をテコにして新薬開発や事業開発を積極的に行っております。

現在、当社グループが保有する臨床パイプラインとして、中国において、F647に関する2つの第2相臨床試験（特発性肺線維症治療薬と放射線性肺線維症治療薬）が終了し、またF351に関する第1相臨床試験（肝線維症治療薬）も終了しました。F647は、日本での肺線維症治療薬としての新薬承認および米国において同一化合物のIPF適用の新薬申請が受理された事実を基に、中国での新薬承認および薬剤製造販売認可を申請する予定であり、その他の治験も次段階へ進む準備に入ってきています。

創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社も創業以来継続的に営業損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっております。

こうした背景の中、製造設備への投資を含めて今後更なる企業価値の向上のための投資や事業遂行に向けて、財務基盤の一層の強化が不可欠な経営課題となっております。そこで今般、株主資本の増強を図り、財務体質の強化を目的として、第三者割当増資による資金調達を行います。

## （2）当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、今般の資金調達に際し、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。まず、デット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスを比較した場合、当社の財政状況を勘案いたしますと銀行等の金融機関からの本資金調達予定額相当の借入れは極めて困難であり、またこのような状況下で事業を安定して推進していくためには自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断し、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を模索してまいりました。エクイティ・ファイナンスのうち、当社の業績および株価の推移から勘案し、公募による資金調達も困難であるとの判断から内外の金融機関や事業会社等を対象とした第三者割当による資金調達の検討を進めてまいりました。

そのような状況のなか、オリックス証券株式会社より、新株式及び新株予約権の第三者割当をご提案いただきました。

本新株予約権の行使価額は、当初行使価額16円（発行決議日の終値）以上、50円以下の価格帯でのみ時価の90%に修正されるため、株価上昇局面では資金調達額が大きくなるというメリットがあります。他方、行使価額が当初の行使価額よりも低く修正されることはありません。また、潜在株式数は固定されていますので、際限なく希薄化が生じることはありません。以上のような設計により、株価の上昇にあわせたファイナンスが可能となり、既存株主様の利

益を損ねないように資金調達を行うことができることとなります。また、本新株予約権に関しまして、当社が取得日の2週間前に通知することにより、発行価額と同額で本新株予約権を取得することが可能となっております（但し、割当先は当該通知を受領した日の5営業日以内であれば、本新株予約権を行使できる）。これにより発行後において割当先の積極的な権利行使を促すことができます。また、本新株予約権は、割当先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当先から反社会的勢力または経営に重大な影響を及ぼす恐れのある第三者への譲渡はもちろんのこと、取締役会の承認決議なしにはいかなる第三者にも譲渡されません。これらにより、当該資金調達の方法は当社の資金調達ニーズを満たしつつ既存株主への影響を最大限配慮したものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

238,231,600 円

内訳

第三者割当による新株式発行	: 10,281,600 円
第三者割当による新株予約権発行	: 240,900,000 円～750,900,000 円
（新株予約権の発行による調達額）	: 900,000 円
（新株予約権の行使による調達額）	: 240,000,000 円～750,000,000 円

新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、上記金額は減少いたします。

なお、今回の新株式及び新株予約権発行に係る諸経費は、弁護士報酬、第三者機関による価格算定、登記、書類作成などの費用で12,950,000 円を予定しております。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期

（優先順位の高い順に記載）

具体的な使途	金額（概算）	支出予定時期
F647 の製造設備（合成反応機器、精製設備、乾燥粉碎機、包装機械などの設備）を購入するための支出	150 百万円	平成 22 年 4 月頃～
F647 の製造に要する原料・資材・副資材などを購入するための支出	50 百万円	平成 22 年 7 月以降～ 平成 22 年 12 月頃
F351 の臨床試験（第 2 相臨床試験）を継続するための支出	38 百万円	平成 22 年 1 月以降～ 平成 23 年 12 月頃

(注) 1. 本新株式の発行価額ならびに新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、当面銀行預金にて運用していく予定です。

2. 本新株予約権の行使は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の払込みによる調達額、調達時期につきましては、新株予約権の行使状況によって決定されます。

3. 上記の金額は本新株予約権が全て行使された際に出資される価額の総額であり、行使期間内に行使されない場合、あるいは当社がこれらの新株予約権を取得し消却した場合には、上記の金額は減少いたします。
4. 上記の金額は本新株予約権が当初行使価額（16 円）で全て行使された際に出資される価額の総額であり、行使期間内に行使されない場合、当社がこれらの新株予約権を取得し消却した場合には上記の金額は減少いたします。また行使価額が修正された場合には、上記の金額は増加いたします。
5. 当社が F647 の新薬承認申請をしても、承認が下りなかった場合、調達資金は下位の F351 の臨床試験を継続する為に使われる予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は当社グループが保有する臨床パイプラインの 1 つである F647 に対して、日本での肺線維症治療薬としての新薬承認の事実及び、米国における同一化合物の肺線維症治療薬としての新薬申請が出たことを踏まえて、中国での薬剤製造販売認可を準備しております。また、その他の臨床パイプラインも次段階へ進む準備に入ってきています。こうした背景の中、製造設備への投資、販売体制の整備を含めて今後更なる企業価値の向上のための投資や事業遂行に向けて、財務基盤の一層の強化が不可欠な経営課題であると考えており、資金使途は合理的であると判断いたしました。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株式の発行価額の総額は、平成 21 年 11 月 20 日の終値の 90% に発行数を乗じた額であります。本増資における発行価額は、発行決議日（平成 21 年 11 月 20 日）に東京証券取引所が公表した当社株式の終値をもとに 14.4 円（ディスカウント率 10%）といたしました。これは、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するとともに、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先と協議のうえ、決定したものであります。なお、当該発行価額が、割当先に特に有利でないとの意見書を当社弁護士（東京青山・青木・狛法律事務所）より徴収しております。

本新株予約権の払込金額は、第三者評価機関(株式会社ブルータス・コンサルティング)に算定を依頼したうえで決定しております。

発行価額は、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総額買受契約に定められた諸条件、当該発行決議に先立つ当社株式の株価、売買出来高、当社株式の価格変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考とし、割当先であるオリックス証券株式会社と十分な協議を経たうえで、公正な価額であると判断し、本新株予約権 1 個の払込金額を金 3,000 円（1 株当たり 0 円 6 銭）といたしました。

また、行使価額は、行使日前日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普

通取引に係る終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨て)に修正されます。但しかかる算出の結果、当初の行使価額16円を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額16円(下限行使価額)とし、50円を上回る場合は、50円(上限行使価額)といたします。この払込金額及び行使価額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しております。

本新株予約権の払込金額を第三者評価機関の算定評価結果を参考に決定し、払込金額ならびに払込金額を含む発行条件が現在妥当しうる解釈に照らし、法令に抵触しないこと法律意見書を弁護士(東京青山・青木・狛法律事務所)から徴収しております。

また第三者評価機関の算定にあたっては、監査委員会による第三者評価機関との面談をおこない、評価ロジックなど算定根拠に関してヒアリングをおこなっております。

これらの結果、本新株式及び新株予約権の発行に係る取締役会決議に出席した、監査委員会(3名全員)からこの発行価額、払込金額及び行使価額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。

## (2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成21年9月30日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は74,054個(自己株式等を除く完全議決権株式数は74,054,000株)で、新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は15,714個(発行予定株式数は15,714,000株)であり、希薄化率は最大21.21%となります。

このため、結果として当社株式の1株あたりの株式価値が希薄化することとなりますが、業績の進捗、将来の事業構築や株価の上昇および当社株式の流動性等により行使が促進される本新株予約権の性質から、実際には株価等の上昇局面において段階的に希薄化が進行するため、結果として市場に過度の影響を与えるものではないと考えております。当社を取り巻く厳しい事業環境下で、手元流動資金を確保し、財務体質の健全化を図ることが、事業の再建を加速させ、また今後の当社の経営基盤の安定化を実現するとともに、当社の競争力、収益力の一層の強化に資するものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値の向上により回収可能であると判断しております。

当社は株式数増加による希薄化の影響を上回るよう企業価値の向上に向け、最善の努力を尽くしてまいります。既存株主の皆様におかれましては、当社の現状をご理解いただき、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

6. 割当先の選定理由等

(1) 新株式及び新株予約権割当先の概要

(1) 名 称	オリックス証券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋富沢町8番5号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北山 久行		
(4) 事 業 内 容	証券業		
(5) 資 本 金	3,000,000,000 円		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 28 年 12 月 12 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	460,000 株		
(8) 決 算 期	3 月		
(9) 従 業 員 数	151 名		
(10) 主 要 取 引 先	一般個人投資家		
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほコーポレート銀行		
(12) 大株主および持株比率	オリックス株式会社 (100%)		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績および財政状態			
決 算 期	平成 19 年 3 期	平成 20 年 3 月 期	平成 21 年 3 月 期
純 資 産	15,604	17,449	17,396
総 資 産	156,064	101,130	95,144
1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )	33,923	37,933	40,084

営 業 収 益	11,489	10,277	7,019
営 業 利 益	5,132	3,148	347
経 常 利 益	5,129	3,200	377
当 期 純 利 益	2,936	1,849	607
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	6,383	4,020	1,322
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

### (2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先であるオリックス証券株式会社はオリックス株式会社が100%出資する証券会社であり、また東京証券取引所の取引参加者でもあります。これらのことから、その社会的信用性は高く、譲渡制限条項も付していることから、反社会的勢力等の介入リスクも極めて低いものと認識しております。

オリックス証券株式会社は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないものの、対応可能な限り市場に配慮した行使をおこない、かつ、当社における経営環境や資本政策が変化し、本新株予約権による資金調達が必要なくなった場合においても柔軟に対応いただけることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して貸株契約を締結する予定はありません。

### (3) 割当先の保有方針および転換（行使）制限措置

本新株予約権の割当先であるオリックス証券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式について、長期間保有する意思を有しておらず、また、継続保有に関する取り決めもないことから当該当社株式を適時適切に売却する予定です。（なお、株式会社東京証券取引所の定める規定に基づき、割当先は、本株式の割当を受ける日から2年間において、本株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、その内容について当社に書面にて報告する旨の確約書を受領する予定であります。）

当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項および同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、割当先であるオリックス証券株式会社が、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に準じ、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む各暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という。）を行わないようにさせ、また、同社が制限超過行使を行わないことについて合意する予定です。また、上記割当先の行使制限にかかる義務は、本新株予約権が譲渡された場合その譲受人にも承継される旨合意する予定です。



(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当先であるオリックス証券株式会社に対し、(1)割当先の概要に記載の最近3年間の経営成績および財政状態について確認をしており、払込みに要する財産の存在について確実なものとして判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当先の空売りに関する方針

割当先は、一切空売りを致しません（つなぎ売りを除く）。

7. 大株主および持株比率

募集前（平成21年9月30日現在）	
イン・ルオ	4.94%
クリティカル・テクノロジー一号投資事業有限責任組合	4.71%
ジュン・ウー	3.19%
バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合	2.18%
大阪証券金融株式会社	1.89%
アイピーアールV-2号投資事業組合	1.71%
村山 拓蔵	1.65%
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	1.18%
清 文香	1.13%
上田 智佳	1.05%

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成21年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していない為、今回の本新株予約権の募集に掛かる潜在株式数を反映した「募集後の大株主および持株比率」を表示しておりません。

8. 今後の見通し

今般の第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の募集が当期（平成21年12月期）の業績に与える影響は軽微であります。なお、前記3. 調達する資金の具体的な用途および支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途に記載の用途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

当該第三者割当の発行による新株式及び新株予約権の募集は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
連 結 売 上 高	247,819 千円	273,588 千円	204,346 千円
連 結 営 業 損 失	914,683 千円	1,285,052 千円	949,433 千円
連 結 経 常 損 失	922,690 千円	1,279,451 千円	972,665 千円
連 結 当 期 純 損 失	933,845 千円	1,279,454 千円	1,366,385 千円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 損 失	16 円 64 銭	19 円 18 銭	18 円 76 銭
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	47 円 75 銭	33 円 65 銭	15 円 15 銭

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	74,068,831 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	5,413,000 株	7.30%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
始 値	—	80 円	52 円
高 値	—	158 円	62 円
安 値	—	43 円	4 円
終 値	—	51 円	6 円

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	12 円	37 円	35 円	30 円	26 円	17 円
高 値	50 円	44 円	41 円	31 円	29 円	23 円
安 値	11 円	23 円	24 円	25 円	16 円	16 円
終 値	37 円	35 円	30 円	25 円	18 円	18 円

③ 発行決議日における株価

	平成 21 年 11 月 20 日
始 値	16 円
高 値	18 円
安 値	16 円
終 値	16 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 20 年 8 月 18 日
調 達 資 金 の 額	70,301,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	73,301,000 円
募集時における 発行済株式数	70,881,831 株
当該募集による 発行株式数	3,187,000 株
募集後における 発行済株式総数	74,068,831 株
割 当 先	Evo Fund
発行時における 当初の資金用途	Shanghai Hengshan Pharmaceutical Inc (中国法人) の出資持分の取得、中国での医薬品開発費、その他の運転資金
発行時における 支出予定時期	平成 20 年 9 月
現時点における 充 当 状 況	今回予定していた、Shanghai Hengshan Pharmaceutical Inc (中国法人) の出資持分の取得には充当せず、中国での医薬品開発費、その他の運転資金に充当いたしました。

・公募増資

発行期日	平成19年8月30日
調達資金の額	804,000,000円(差引手取概算額)
発行価額	828,000,000円
募集時における発行済株式数	60,881,831株
当該募集による発行株式数	10,000,000株
募集後における発行済株式総数	70,881,831株
発行時における当初の資金使途	研究開発費用、長期借入金の返済、研究用ソフトウェアの改良
発行時における支出予定時期	平成20年3月期および平成21年3月期
現時点における充当状況	研究開発費用、長期借入金の返済、研究用ソフトウェアの改良という当初の使途に従い充当済みであり、その他は運転資金としております。

10. 新株式発行要項

別紙参照

11. 第30回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)発行要項

別紙参照

以上

(注) 当社は、兼ねてよりお知らせの通り、F647(IPF 治療薬)の新薬申請の準備を急いでおり、本年度中に新薬申請を予定しております。しかし、当該申請が行われたとしても、これが承認されない可能性もございます。また、新薬承認が下りたとしても、中国において新薬を販売する為に、製造に関する申請と許可が必要となります。

本日(平成21年11月20日)提出した有価証券届出書には、一部記載に誤りがある事が判明いたしましたので、平成21年11月24日に訂正有価証券届出書を提出いたします。

普通株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数 株式会社ジーエヌアイ普通株式 714,000 株
2. 募集株式の払込金額 1 株につき金 14.4 円
3. 払込金額の総額 金 10,281,600 円
4. 増加する資本金 金 5,140,800 円
5. 発行価額中資本に組み入れない額  
1 株につき 金 7.2 円
6. 払 込 期 日 平成 21 年 12 月 7 日
7. 払込みの取扱いの場所 三井住友銀行 渋谷駅前支店
8. 口座名、口座番号 カブシキカイシャジーエヌアイ  
普通口座： x x x x x x x

<別添>発行要項

株式会社ジーエヌアイ 第30回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）（第三者割当）発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社ジーエヌアイ第30回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の目的である株式の種類および数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、50,000株（以下「割当株式数」という。）とする。  
本新株予約権の目的である株式の総数は、15,000,000株（割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数）とする。
3. 本新株予約権の総数 300個
4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり金3,000円
5. 新株予約権の払込金額の総額 金900,000円
6. 申込期日 2009年12月7日
7. 割当日および払込期日 2009年12月7日
8. 募集の方法および割当先 第三者割当の方法により、全てオリックス証券株式会社に割り当てる。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初16円とする。
10. 行使価額の修正  
本新株予約権の発行日以降、行使価額は、行使日前日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但しかかる算出の結果、当初の行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額に相当する価額（下限行使価額）とし、50円を上回る場合は、50円（上限行使価額）とする。（なお、第11項の行使価額の調整が行われる場合、行使価額の調整に伴い、下限行使価額および上限行使価額も同様に調整される。）
11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

既発行普通株式数は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた株数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権

付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付

普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑧ 本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑦の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき交付普通株式数に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2009年12月8日から2010年3月31日。

13. その他の本新株予約権の行使の条件



- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
14. 本新株予約権の取得の事由および取得の条件
    - (1) 当社は、会社法第 273 条第 2 項の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本件新株予約権の全部を本件新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。
    - (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本件新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第 273 条第 2 項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本件新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。
  15. 当社は本新株予約権証券を発行しない。
  16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果円位未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
    - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  17. 本新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
当社は、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結する予定の株式会社ジーエヌアイ第 30 回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）買取契約書に定められた諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、公正な価額であると判断した、金 3,000 円を本新株予約権の 1 個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第 9 項記載のとおりとし、当初行使価額は、平成 21 年 11 月 20 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%である 16 円とした。
  18. 新株予約権の行使の方法
    - (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
    - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
    - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
  19. 行使請求受付場所  
株主名簿管理人  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
  20. 払込取扱場所  
東京都渋谷区道玄坂 1-2-2  
株式会社 三井住友銀行 渋谷駅前支店
  21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規程の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
  22. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
  23. その他
    - (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社取締役・代表執行役社長に一任する。
    - (2) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

(3) 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上